

8 輸国第 1339 号
令和 8 年 7 月 9 日

北海道農政事務所長
農林水産省各地方農政局長

殿

輸出・国際局長
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の
一部改正について

我が国からモルディブ向けに水産食品を輸出する際、モルディブ国内の法令に基づき、衛生証明書の添付が求められています。

今般、証明書の様式に係るモルディブ政府との協議等を踏まえ、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。）の別紙 MV-S1「モルディブ向け輸出水産食品の取扱要綱」を新たに定め、手続規程の別表 1 及び別紙リストに追加しましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

8 輸国第 1339 号
令和 8 年 7 月 9 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

農林水産省輸出・国際局長
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の
一部改正について

我が国からモルディブ向けに水産食品を輸出する際、モルディブ国内の法令に基づき、衛生証明書の添付が求められています。

今般、証明書の様式に係るモルディブ政府との協議等を踏まえ、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。）の別紙 MV-S1「モルディブ向け輸出水産食品の取扱要綱」を新たに定め、手続規程の別表 1 及び別紙リストに追加しましたので、御了知の上、対応方よろしくお願いします。
また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。